

平成19年12月13日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成19年12月13日
開会 9時59分 閉会 10時56分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 野原恵子 副委員長 堀川貴庸
委員 谷口和弥 乾 邦廣 大野和政 助川順一
- 4 説明委員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
水道部長 高橋政雄 水道課長 橋本孝男
水道課庶務係長 菅野 敦 水道工務係長 坂井康悦
- 5 傍聴者 中橋友子 増田武夫 芳滝 仁 勝毎
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 議案第67号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
陳情第9号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情
陳情第11号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情
- 8 審査結果 別 紙

委員長 野原恵子

◇審査内容

(9 : 59開会)

○委員長（野原恵子） ただいまより、産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布いたしました議案書のとおり、本委員会に付託されました、議案第67号及び陳情第9号、陳情第11号の審査であります。

これより審査にはいります。

それでは議案第67号幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。なお、議案審査に係る説明資料の提出がありましたのでお手元に配布いたしております。

提案者の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 第67号幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本会議場におきまして、副町長より提案説明をさせていただいておりますので重複する部分もありますが、私の方から改定までの経緯について説明をさせていただき、その後担当課長より説明資料にもとづきまして説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは資料1ページの改正理由になりますけれども、水道事業は町民の生活に密接に関連しておりますことから、その生活や健康を守るために欠かすことのできないものであり、高い安全性と安定した給水サービスが、基本的使命であると考えております。

現在、幕別町の上水道区域内の水道水は猿別川からの取水と十勝中部広域水道企業団からの受水により供給しておりますが、猿別川からの取水につきましては、浄水場施設の老朽化や水源の水不足の他、水質の問題もありますことから、平成14年度から検討を行い平成16年4月に帯広市より責任水量4千トンの譲渡を受け、十勝中部広域水道企業団からの全量受水に切り替え、区域内全戸に給水すべく、整備を現在進めているところであります。

水道事業は、地方公営企業法に基づく事業としてその本来の目的であります、公共の福祉の増進に寄与するとともに、基本原則に則り、企業としての経済性を発揮し財政の健全化に努めているところであります。

現行の水道料金は平成9年7月に平均9.2%アップの改正をさせていただき、以来、事業経営の効率的運営に努め、財政の収支均衡を維持すべく努力を重ねてまいりましたが、平成18年度の損益ベースで、89,477千円の赤字を計上し、現在657,422千円の累積欠損金額が生じております。

平成19年につきましても極めて厳しい財政運営状況となっております。

このたびの赤字運営となった要因といたしましては、一つ目に平成3年度から平成12年度に実施した第2次拡張事業による総額23億円になりますけれども、建設費により減価償却費が増加したこと。

二つ目には、平成12年度まで毎年受けておりました高料金対策補助金が国の算定基準の改定により、平成13年、14年並びに16年、17年度において受領できなかったことにより収入が減少したこと。

三つ目には、全量受水に伴いまして、十勝中部広域水道企業団の責任水量を、日4千トンを拡大したことに伴い、負担金及び受水費が増加したことが主な要因であります。

この現状に対しまして、職員の削減や企業債の借り換え等内部努力により赤字の圧縮を図ってまいりましたが、赤字解消には至らず水道事業経営の健全化と料金の適正化を図るべく、今回、料金の改正につきましては、幕別町使用料等審議会に諮問させていただき、諮問どおり改正させていただくことで11月27日に答申をいただきましたことから、この度使用料の改定を行うべく提案をさせていただいたところであります。

料金の改定率につきましては、現行の口径別基本料金を一律12.2%減額し水道料金は18%の増額となり平均では14.51%の増額となるものであります。

なお、改定の時期につきましては、20年6月使用料料金から適用し7月末納期分から改正しようとするものであります。

以上、改定に至ります経緯につきまして説明させていただきました。この後は、担当課長から資料の内容について説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） それでは、わたしの方から水道料金の改定説明書により順次説明させていただきたいと思っております。説明が長くなりますので座ったまま説明させていただきたいとおもいます。よろしくお願いをいたします。

それでは、水道料金の改定説明書、1ページの1、水道料金の改定理由につきましては、ただ今部長の方から説明させていただきましたので、2ページから、2ページの2過去の改定経緯から説明させていただきたいと思っております。

最初に、昭和59年7月の改定であります。この時の改定率は20%、家事用でありますけども、基本料金10トンまで、定額1,500円を1,800円に、超過料金につきましてはトン当たり120円を150円に改定をしております。

次に、昭和63年5月の改定でありますけど、この時の改定率も昭和59年と同じ20%でありました。この改定時から現在の口径別料金に、料金制に改定をさせていただいております。

なお、口径13mm、20mmの基本料金は800円に従量料金は170円と定めさせていただいております。

次に、平成4年4月の改定では、改定率が9.4%引き下げておまして、これは従量料金のみ引き下げでありました。トン当たり170円を160円に、10円の値下げで改定をしております。

次に平成9年7月の改定では、平均改定率9.2%のアップであります。この時の改定は弱者対策といたしまして、月9トン以下の使用者の方に減額となる改定でございました。この時の13mm、20mmの基本料金は800円を399円に値下げをいたしまして従量料金は逆に160円を204円に改定をさせていただいております。以上が過去の改定経緯でございます。

次に、3の水道使用料金の改定内容と基本的考え方でございます。

今回の料金改定では、先程、部長の説明と若干だぶる部分もございますけども、今回の料金改定は基本料金と従量料金の見直しであります。平均で14.51%の改定といたしました。

基本料金と従量料金の調整では事業費用を需要家費・固定費・変動費に分けて、基本料金は需要家費部分で算定し、従量料金は固定費と変動費部分で算定をしております。

需要家費、これは基本料金でありますけども、基本料金につきましては、検針に係る費用の他、徴収関係費用と量水器関係諸費であります。主として需要家数の増減に比例する費用から積算をいたしまして見直しを行ったものであります。

上記により算出しまして、現在の口径別基本料金につきましては、一律12.2%を減額し従量料金につきましては固定費と変動費の需要家費以外の事業費でありますことから、年間有収水量で計算し1トン当たり204円を18%アップの240円に改定しようとするものであります。

今回の改定では、使用水量の少ない世帯の改定率を低く抑えまして、月に17トン以上使用されている世帯では平均改定率である14.51%を上回る改定となっております。

次に4、使用料の算定期間につきましては、水道料金の改定に当りましては、長期経営計画に沿いまして算定期間を3から5年とする行政指導が行われていすこと、及び、水道事業を運営するに当たっての運転資金、

現金保有高であります。年間水道使用料収入の2分の1を下らないこと等の他、社会情勢等の変動を考慮しまして、平成20年度から平成22年度までの3年間を使用料算定期間としております。

次4ページをお開きいただきたいと思っております。

幕別町上水道事業の沿革であります。幕別町上水道は幕別市街地を中心区域といたしまして、昭和27年6月1日、水道事業経営の許可を得まして創設され、昭和28年12月より給水を開始しております。さらに、第1次拡張事業によりまして、昭和50年12月からは札内地区への給水を開始、さらに第2次拡張事業の実施によりまして、平成7年4月より暫定水利権で十勝中部広域水道企業団から一部受水を開始しております。現在事業を進めております、第3次拡張事業によりまして、平成20年4月からは十勝中部広域水道企業団からの全量受水を開始予定となっております。

なお、本年12月4日早朝から札内地区におきましては、全量企業団の水に切り替えを終えまして、この後、幕別町本町地区にちきましては来年3月末を目処に接続の予定ということに作業を進めているところでございます。

次に5ページをお開きいただきたいと思っております。

科目別決算状況でございます。最初に減価償却費であります。減価償却費につきましては、取得原価、工事費でありますけれども、工事費から残存価格1割を引いた残りを耐用年数で割りまして、当該年度以降、減価償却費として計上するものでありまして、現金の支出の伴わない費用でございます。なお、平成3年から平成12年に実施した、第2次拡張事業総事業費23億の事業によりまして、この上の表にあります平成9年度以降、これだけでも約減価償却費につきましては、5千万円ほどの経費が増加している状況となっております。

次に高料金対策補助金でありますけれども、これは自然状況等により建設改良費が割高になり、料金算定の基礎となる給水原価が高くなる水道事業に対する国の財政支援であります。

平成19年度は資本費175円以上、給水原価が280円以上ということで、これを超える事業者に対して交付されるものであり、毎年、国の基準が改正が行われております。なお、今年度につきましては、平成19年度につきましては、27,774千円の交付を受けております。平成13年、14年、16年、17年と4年間、高料金対策が受領できなかったことが経営を圧迫する一つの要因となっております。

次の企業債元金でありますけれども、未償還残高、平成18年度末で約29億円が、受水費につきましては、平成9年から18年まで載っておりますけれども、これにつきましては平成16年、帯広市から責任水量を購入して経費等を含めまして、16年から大きく増加しているという状況等になってございます。それと、企業債につきましては、未償還残、現在29億円、72本の借り入れ分でございます。この元金につきましても第2次拡張事業の実施に伴いまして、経費増となっているところでございます。

利息を一つとばしまして、その下の有収水量の説明をさせていただきたいと思っております。平成17年度の欄でございますけれども、前年比、3万4千トンのマイナス。これを金額に直しますと、690万円の収入減となっております。

次に平成18年度では、これも平成16年度対比で6万9千トンのマイナス。金額に直しますと1千4百万円の収入の減となっております。

このすぐ下の給水人口の欄にありますように、給水人口が毎年増加しておりますが、逆に有収水量が減少してきております。17年、18年と減少してきております。この原因は前にもお話をさせていただきましたけれども、節水型家電機器の普及によるものと思っております。

また、節水タイプの洗濯機につきましては、1回の使用水量が35%削減できるような新しい機種が出回っていると。あわせて節水型電器では従来型13リットル使用してたものに対して、現在は8リットル使用が

主流を占めていると言われております。今後この現象落ち着いてくると思われますけれども、全て普及がされますと、5千万円程度の減収になるものというふうに見込んでおります。

次に一番下の収益的収支決算でございますけれども、平成11年は赤字、平成12年度は32,403千円が、平成13年度は1億4,177千円、この大きく増加しておりますのは、前年度まで受けることができておりました高料金対策補助金を受けることができなかったことによるものであります。

なお、平成16年度も大きく45,131千円から1億2千2百万に赤字が増加しておりますけれども、これも同様に、高料金対策によるもの。それとあわせて、平成16年度からの責任水量の拡大に伴う受水費の増と、帯広市から購入しました責任水量の負担金によりまして、約65百万円のこの年度での支出増となったこと等によるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

公営企業収支実績及び計画表であります。これは現行料金であります。改定しない場合での平成32年までの推計をしたものでございます。

最初に上段の収益的収支につきまして、経営状況の説明をさせていただきたいと思っております。

収入の欄1、営業収益(1)料金収入につきましては、平成18年度決算にもとづきまして推計をしておりますけれども、平成18年度に対しまして、平成19年度の推計額は逆に下がっておりますのは、平成18年7月に実施をいたしました検針日の変更に伴いまして、平成18年度の年間調定日数が385日となりましたことから平成19年度の収入見込みが減少しているものでございます。

なお、平成20年度以降につきましては、同額での収入を見込んでの推計とさせていただきます。

(2)その他につきましては加入者負担金であります。

2、営業外収益(1)補助金は先程お話ししました高料金対策補助金であります。

(2)その他は、水道使用料収納管理業務受託収入であります。

次に支出の欄、1営業費用(2)原水及び浄水費は浄水場に係る経費及び受水費等であります。平成20年度から額が増えておりますのは、全量受水に伴いまして、企業団への従量料金の支出経費が増加することによるものでございます。排水及び給水費は、主に漏水修理等に要する経費でございます。総係費は検針及びコンビニ収納等に係る経費でございます。

(3)の資産減耗費とは管の敷設替え及び施設の更新等により発生するものでありまして、耐用年数に応じた未償却額を経費として計上したものでございます。

2、営業外費用(1)支払利息は企業債利息償還であり、過去に借り入れた起債償還の終了に伴い平成20年度をピークに減少していくと推計でございます。

次に、当年度純利益についてであります。年度ごとの収支による赤字につきましては、平成20年度を堺により減少してまいります。逆に下の欄の累積欠損金は、継続して増加し続けるという状況になっております。この状況では今後耐用年数が経過し、配水管の敷設替えが必要になったときの財源がないという状況もでてまいりますことから、早急な料金改定が必要となるものでございます。

次に下の資本的収支であります。資本的収入、1、企業債は建設事業を実施するために必要な財源の借り入れ状況であります。

2、他会計出資金は第3次拡張事業による一般会計からの出資を受けるものでありまして、その直ぐ下の国庫補助金と同額での出資額であります。これはルール化された第3次拡張事業を実施するうえで、国からその補助金が3分の1、出資が3分の1、事業者が3分の1というルール化されたものの中で記載をさせていただいております。

4の工事負担金は十勝支庁あるいは、土木現業所関連の補償費でございます。

次に資本的支出、1、建設改良費は今後計画している事業を積み上げたものでありまして、平成19年度で3次拡張事業が終了し、平成20年度以降につきましては使用しなくなる排水地等の取り壊しの他、負担金工事、量水器の取替え工事等を積算してございます。

次に補てん財源、損益勘定留保資金は資本的収入が資本的支出に対して不足する額を補てんするための資金でございます。現金の支出の伴わない経費であります減価償却費の未使用部分の累積でございます。

最後に流動資産でありますけど、これは現金と未集金の合計から未払い等の負債を差し引いたものでありまして、このまま料金改定をしなければ平成22年度末には155,775千円となり流動資産の額が料金収入の2分の1を下回ると経営が成り立たないとされていますことから、この状況等からも料金改定をさせていただくものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

こちらのページは公営企業収支実績及び計画表でございます。これは14.51%、平均で14.51%で改定させていただいた場合の推計でございます。

収益的収支の当年度純利益、収益的収支の表の下から2番目の欄でありますけど、平成20年度以降は料金改正されたときと、現状の料金で据え置いた場合、前ページとの比較でございます。

前ページとの比較では、単年度の収支は一年間6千万円程度の赤字額が減少する推計となっております。しかし、今後も赤字決算が予想され、黒字に転じる時期といたしましては、この表では平成30年ごろには黒字に転じるというような推計となっております。

次に資本的収支の最後の欄、流動資産の状況でありますけども、先ほど申し上げましたように、水道事業における企業の運転資金に必要な現金の保有高につきましては、先ほど申し上げました、料金収納の2分の1を下らないとされておりますことから、この後の料金改定の時期につきましては、今回の料金改定の算定期間であります、3年を経過した後、平成22年度の決算状況により判断をしてみたいというふうに思っております。しかし高料金対策補助金が平成20年度以降受けることができるかどうか、現時点で不明でありますことから、この状況によりましては、次の改定時期が後年次にずれていくものというふうに思っております。

次のページ、8ページをお開きいただきたいと思います。この表では、平成17年度地方公営企業他団体との比較ということで、主に音更町と芽室町との状況について説明をさせていただきます。ここは全ての欄ということではなくて、2点ほどに絞ってご説明をさせていただきたいと思います。

最初に上から4段目の配水管の延長でございますけども、これは音更町との延長で比較しますと、給水人口が、15,642人音更町に対して幕別町が少ないのに対しまして、本町の配水管敷設延長のほうが逆に長くなっているという状況等があります。これは市街地の2極化あるいは人口密度の違いによるものと思っております。このことにより、給水原価が割高になる状況となっております。

次に下の方になりますけども、償却資産の比較でありますけども、主に配水管の敷設に係る経費であります。音更町との給水収益対比では本町は音更町の約2分の1であるのにたいしまして、償却資産の額には大きな差がないというような状況になってございます。配水管の敷設延長が長い分、多額の建設費を要する状況等になっております。このような理由から、他の町村よりもどうしても使用料金につきまして割高に料金改定をせざるをえない状況等になっているものと思っております。

次の3ページをお開きいただきたいと思います。

9ページになります。

一般家庭における水道料金の管内町村比較でございます。

一番上の欄、これは幕別町の改定前の料金でございます。現在の使用トン数別料金と管内順位を一緒にし

てございます。

幕別町が一番上の改定前と改定後のところでご説明をさせていただきたいと思いますが、現在1ヵ月6トン使用した場合の料金でありますけど、改定前は1,623円、14.51%アップさせていただきますと1,790円となるものでございます。あわせまして管内順位、現在15番目なのが、14.51%アップさせていただきますと管内で10番、同じくその右の欄でありますけども、1ヵ月10トン使用しますと、2,439円が2,750円に、管内の順位といたしまして、8番目が3番目に、右の欄20トン使用しますと4,479円が5,150円に、管内9番目が管内3番目という状況等になるなるものでございます。

この表の一番右側、改定年月日でありますけども、これはそれぞれの町村、前回料金改定をした年度を載せてあります。中には平成8年度から改定をしていない町村もございますし、比較的改定年度の新しい町村におきましても、更に現在改定の計画を持っている町村もいくつかあるようにお聞きをしているところでございます。

次に、次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

一般家庭における上下水道料金の管内町村比較であります。前ページは水道料金だけの管内町村比較でありますけども、ことらのページは上下水道トータルでの管内町村の比較表でございます。1ヵ月6トン使用しましたとき、現在は上下あわせまして幕別町は3,023円が改定後につきましては3,190円に、管内の順位も同じ9位が9位という状況でございます。

右の欄、10トン使用しますと、3,839円が4,150円に、ことらも管内8番目から3番目というふうにかわります。20トン使用しますと、7,279円が7,950円に、ことらの方は管内9位から6位というような状況になっております。

それでは最後11ページでありますけども、こちらは水道使用料別料金表でございます。水道使用料別の旧料金、新料金、トン数別の差額、それと一番最後右側に改定率を記載させていただいております。

なお、この表の中で記載はしておりませんが、5トンごとでの使用世帯の一番多いところは11トンから15トンまで使用されている世帯が1,836世帯、総体で21.5%。一番多く使われているのが11トンから15トンまでの世帯の方が率としては多い状況等になってございます。

以上で私の方から説明を終わらせていただきます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりました。これより質疑又は、ご意見をお聞きしたいと思います。質疑及びご意見ありませんでしょうか。

谷口委員

○委員（谷口和弥） 水道料金の改定理由について、今ご説明をいただいたわけですが、今こういう町民の生活実態が大変であると、そしていろいろな石油製品を中心に値上げがどんどん色々な物に及んでいるという状況の中では、いかにして町民の暮らしを守ろうという姿勢に立てば、なるべく値上げをしないでやっていくことができないかということ、そういう手段がないかどうかを見つけていくことが必要でないかと思うわけなんです。

それで質問が何点かあるのですが、改定理由の真ん中のちょっと上、企業としての経済性を発揮し財政の健全化に努めているところですよという文言がございますけども、このところ、もう少し具体的にどのような努力をされているかということをご説明をいただきたいというふうに思いました。

それから、赤字運営となった要因についてという1ページ目の下の方になりますけども、高料金対策補助金なんですけど、途中にも表の中でご説明をいただきましたけども、まだ、私のなかでは理解できないところがあります。平成12年までは貰っていた。13年、14年、そして15年はもらえて16年、17年と貰えなかったということなわけですが、この文章によると、貰えるような予定でいたんだけど貰えなかったと、そう

というような印象を受けます。どのようなことが貰えない理由になってくるのか、その辺もう少しお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

先ずは以上です。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） いまいただいたご質問ですけれども、財政の健全化に努めているということで、どのような努力をされているのかというようなご質問かと思えます。実際には、水道事業会計で支出しております、人件費、職員も1名減員いたしまして、こちらにも書いてあるのですが、高金利部分を低金利の借り換えも行っております。とにかく水道課一丸となりまして、無駄の無いようにとことで事業を一つ、小さなものから少しでも経費を削減するということで、今、取り組んでいるところでございます。

それと、高料金の関係でございまして、高料金つきまちは自然条件等によりまして、建設費がどうしても割高になるというような事業者に対しまして、給水原価あるいは資本費、これが双方とも国の基準が上回らなければ受領することができないという制度でございまして。

平成12年まで過去ずっと貰い続けていたということもございまして、それと国の基準の改正があったということもございまして、私どもといたしましては、高料金対策補助金につきましては、過去から受けていたということもございまして、国の基準の改正がなければずっと受けることができたものというふうに考えていたところでございまして、平成13年、14、16、17と受領ができなかったこと、平均しますと、年4千万程度かと思われまして、1億6千万円程度見込んでいたものが、入ってこなかったというような状況でございまして。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 高料金対策補助金について、今ご説明いただきましたけれども、そうしたらば、この制度というのは、その年の決算を終えてみないとわからないというそういう性格なものなのでしょうか。どのへんで今回は受領できるだとか、そういう予想のたつそういう制度なのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 毎年4月に国の方から基準が示されまして、その時点で初めて確定をするものでございまして。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。

他に質疑、ご意見ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） ちょっと違う話になりますが、審査会が行われて答申をいただいているわけですが、先日の一般質問の中で、増田議員の一般質問の中でですね、一般会計からの繰り入れのことが、色々ありました。高料金対策については一般会計の繰り入れは手段として認められているということが、そこでは沢山の資料の中で理解できたというところであります。

この審査会においては、一般会計の繰り入れはできなくて、特別会計というふうにご説明で話がついたのではと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 使用料等審議会の中での話でございまして、今お話があったように、高料金対策補助金につきましては、あくまでも国の制度に則ってということで、一般会計からの繰り入れができるというような説明はさせていただいておりません。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） たぶんこの審査会の中では、赤字であると、だから、そして独立会計であるという中で値上げをするか、もしくはそのままいくかということの二者選択のような議論がされたのではないかなというふうに思うわけなんですけども、もし、その時点で一般会計の繰り入れが可能であると、高料金対策としてそれは認められるものであるということがあれば、この審議会、お話の中身、きっと変わったのではないかなと思うのですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 先日の議会の中でも一般会計からの繰り入れが可能でないかというお話をいただきました。あくまでも、独立採算ということでご説明をさせていただいておりましたけども、その中で、この間、議員さんの方から色々事例がでまして、兵庫県の淡路市は一般会計からの繰り入れを受けている、あるいは、熊本県の天草市についても高料金対策補助金の中に含んで、市独自でそれに足された形で水道事業会計に繰り入れをしているというような話を伺いまして、兵庫県の淡路市、あるいは、熊本県の天草市にどのような内容なのかということで、電話で確認をさせていただきました。この中で、兵庫県の淡路市につきましても、確かに過去に繰り入れを受けたことがある。これにつきましては、5つの町村が合併したときに合併協議の中で、低い料金に設定をしたということで、水道事業収入が減る。その減った分について繰り入れを一度だけ受けたという話を伺いました。それと熊本県の天草市につきましても水道事業としては、もう取り組むことができないような不採算地区の整備を実施をするにあたって、これは本来は、行政が実施をするものだという話の中で、不採算地区の事業に係って、この起債償還等の経費の一部を一般会計から負担をして繰り入れさせてもらったというような話を伺いました。どちらの市も恒常的に欠損金が生じたから一般会計から、繰り入れるというような考え方はもっていないというふうにお聞きをしております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） いま一般質問を受けて課のほうで淡路市と天草市について実際に連絡を取られて調査されたとお話をいただいたわけなんですけども、淡路市についてはわかりましたが、天草市の方はですね、これ私のところにある資料によると、一般会計の繰り入れは少なくとも平成16年からずっとこの19年も続いているとのことなんですけども、今の調査内容には間違いございませんでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 不採算地区の整備事業を実施したことによる、起債償還等の経費を一般会計から負担をしてもらうということでありまして、起債償還は毎年続くことでもありますから、その単年度、整備したときだけではなくて、起債償還ですから毎年でくるものというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） あと質疑、ご意見ございませんでしょうか。

堀川委員。

○副委員長（堀川貴庸） 今回の議案の第67号の水道関係に関して、改定理由の中で一段落目ですね、やはり、町民の生活に密接に関連しているといった部分もありまして、この資料の説明をいただいて、なかなか直ぐには判断できないのではないかなというふうにも思います。

できればもう少し詳しく詳細に調査研究をしながら進めて行っていただければなというふうにも思いますが、これも皆さんの意見の相違で進行の具合をですね、決めていただけたらと思うのですけども、継続して審査していきたいと思うのですけどもいかがですか。

○委員長（野原恵子） いま堀川委員より継続審査との発言がありましたけども、継続審査ということにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がないようでありますので、本案につきましては継続審査といたします。

ここで説明員の方の退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(10:44 休憩)

(10:45 再開)

○委員長(野原恵子) それでは休憩をとして再開いたします。

これより付託されました陳情の審査を行います。

まず最初に、陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情を議題といたします。

本陳情に対する皆様のご意見を伺いいたします。皆様お手元に陳情の趣旨を書いたもの届いてますよね。

この陳情に対するご意見ですが。

谷口委員。

○委員(谷口和弥) 季節労働者が、冬の期間、生活が大変であるということについて言いますと、私のところにも、やはり沢山の方からですね、特例一時金、削減されることは大変辛いということで要望が届いているところです。ですから、この陳情の趣旨については、よく理解でき、願意として納得のできるものだというふうに思います。

○委員長(野原恵子) 他にご意見はございませんか。

堀川委員。

○副委員長(堀川貴庸) 私の方からも、この願意については、できうるならばおくみ取りいただきたいというふうに思いますが、やはり土木業、それから建築業も裾野が広い分野でして、また、今まで、3年後との期間延長でしたけども、企業にとっても雇用者にとっても大変大きな手助けとなっていた冬季の講習だとか奨励金の関係でしたので、是非ともこれは願意をくみ取っていただきたいというふうに思います。

○委員長(野原恵子) 他にご意見ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 今2人の委員から、この陳情に対しては採択をしてほしい、すべきではないかという意見がありました。

異議がありませんので、これより陳情第9号の採決をいたします。

陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情書は採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情は採択することに決定いたしました。

これより、陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情に対する皆様のご意見をお伺いいたします。

谷口委員。

○委員(谷口和弥) こちらの陳情も、陳情の趣旨にありますように、北海道だからこそ基幹産業である第1次産業の強化発展が必要であり、その第1次産業を支える試験研究機関は、道立による公正で中立を保つ機関でなければなりませんとなっておりますけれども、このことについては、深く同意したいというふうに思いますので、この願意についておくみ取りいただきたいなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 他にご意見ございませんでしょうか。

意見ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、谷口委員から賛成の意見がありました。他にご異議ないようですので、陳情第11号の採決をいたします。

陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情は採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書の提出を求める陳情は採択することに決定いたしました。

意見書案につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは異議がないようでありますので、正副委員長に一任ということにさせていただきます。

次にその他に入ります。閉会中の所管事務調査項目の決定についてを議題といたします。

各委員のご意見をお聞きしたいと思います。調査項目をどのようにしたらよろしいでしょうか。

皆さんのお手元に所管事務をした項目はお手元に届いていると思います。

大野委員。

○委員（大野和政） 今までやってない項目について、正副委員長にお任せします。

○委員長（野原恵子） よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは、今後の調査項目につきましては、正副委員長で決めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは次回の委員会開催日を決めたいと思いますが、いつがよろしいでしょうか。

大野委員。

○委員（大野和政） 十分検討する時間もいただきたいと思いますので、年明けがよろしいと思います。十分会派の人とも相談しなければなりませんし、十分に、先ほど副委員長もおっしゃったように、検討しなければなりませんので。正副委員長にお願いしたいとおもいます。

○委員長（野原恵子） 今大野委員から、できれば年明けという意見がだされました。

それも含めて正副委員長で相談して決めてもいいとことでしょうか。

暫時休憩といたします。

（10：53 休憩）

（10：55 再開）

○委員長（野原恵子） 休憩を解きまして、次回日程を決めたいと思います。

副委員長。

○副委員長（堀川貴庸） 水道に関して何ですけど、会期中ということであったとしても、大変日程も詰まっていることもあり、できれば、閉会中の継続審査としてこの場でお諮りいただいて、進めていただければなどと思います。いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） いま、堀川委員から閉会中の継続という意見がだされましたが、それでよろしいで

しょうか。

(はいの声あり)

○委員長（野原恵子） 閉会中の継続審査ということで、日程は正副委員長で決めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長（野原恵子） では、そのように次回の日程を決めて行きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

その他で各委員からご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（野原恵子） 無いようですので、これで本日の産業建設常任委員会を閉会いたします。

(10:56 閉会)